

平成16年3月18日

厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金の通知改正

平成16年3月15日に「りそな年金 F A X 情報」にてご案内しました弾力化措置の内容等が盛り込まれた通知が発出されました。

以下にその概要をご紹介します。

1. 厚生年金基金の年金給付等積立金の評価方法について（年発第0316001号）
2. 「確定給付企業年金制度について」の一部改正について（年発第0316002号）
3. 確定拠出年金の企業型年金の加入資格喪失者への移換手続の周知について（年企発第0311001号）
4. 「厚生年金基金の設立要件について」等の一部改正について（年企発第0316001号）
5. 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について（年企発第0316002号）
6. 「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について（年企発第0316003号）

以下、「厚生年金保険法」を「厚年法」、「厚生年金基金令」を「基金令」、「確定給付企業年金法」を「DB法」と呼びます。

1. 厚生年金基金の年金給付等積立金の評価方法について(年発第0316001号)

(1) 有価証券等の保有区分に応じた価格の評価方法

適用

金融商品に係る会計基準及び日本公認会計士協会公表の「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「金融商品会計基準等」という。)に準拠して、有価証券等の保有区分に応じた評価方法についても認める(満期保有目的の債券について、簿価評価も認める)。

<適用(金融商品会計基準等に準拠した評価が可能なもの)>

- ・基金令第39条の4【積立上限額を超える場合の掛金の控除】の年金給付等積立金の額
- ・「厚生年金基金の財政運営について」(平成8年6月27日年発第3321号)の純資産額(後述【非継続基準】を除く。)

りそな年金 F A X 情報

りそな信託銀行 年金信託部

【東京】03-5223-1992

【大阪】06-6268-1833, 1866



< 非適用（金融商品会計基準等に準拠した評価が可能でないもの） >

- ・ 厚年法第 142 条【合併】
- ・ 厚年法第 143 条【分割】
- ・ 厚年法第 144 条の 3【確定拠出年金を実施する場合の手続】
- ・ 厚年法第 145 条【解散】
- ・ 厚年法第 147 条【清算】
- ・ 「厚生年金基金の財政運営について」(平成 8 年 6 月 27 日年発第 3321 号)の第 4 の 1 の(3)の力【非継続基準】
- ・ D B 法第 108 条【規約型企業年金から厚生年金基金への移行】
- ・ D B 法第 109 条【企業年金基金から厚生年金基金への移行】
- ・ D B 法第 111 条【厚生年金基金から規約型企業年金への移行】
- ・ D B 法第 112 条【厚生年金基金から企業年金基金への移行】
- ・ D B 法第 114 条【解散厚生年金基金等に係る責任準備金の一部の物納】
- ・ D B 法附則第 26 条【適格退職年金契約にかかる権利義務の厚生年金基金への移転】

(2) 有価証券等の保有区分

有価証券等の保有区分については、次のとおりとする。

- イ．売買目的有価証券
- ロ．満期保有目的の債券
- ハ．その他有価証券

(3) 財政運営及び決算事務の取扱いについて

価額の評価の基準及び評価方法、財務諸表への記載方法、附属明細書及び注記に関する規定のほか、留意事項として、次の事項等が規定された。

次のア及びイを満たしていると年金数理人が認めた場合に限り、満期まで所有する意図をもって保有するものとして、有価証券の保有区分を金融商品会計基準等に準拠して、満期保有目的の債券の取扱いができる。

ア．満期まで所有する積極的な意思

運用の基本方針において、資金の一部(一定割合、一定額等)又は全部を確実な利回りの確保を目的として債券を満期まで保有することを決定している場合をいう。なお、時価の変動に応じて売却のタイミングを見計らっているものは満期まで所有する意思とはみなされない。

イ．満期まで所有する能力

年金經理の流動資産と固定資産の合計額から流動負債・支払備金・過剰積立金残高を控

りそな年金 F A X 情報

りそな信託銀行 年金信託部

【東京】03-5223-1992

【大阪】06-6268-1833, 1866



除した額(「純資産」という。)のうち満期保有目的の債券を金融商品会計基準等により評価した場合の純資産の額が、責任準備金の額以上を有しているものは、満期まで所有する能力を有しているものとする。

(4) 財務諸表等における具体的な取扱い例

財務諸表等における具体的な取扱い例が示された。

(5) 有価証券等の保有区分を適用する場合の技術的な読替え

有価証券等の保有区分を適用する場合の関連通知の技術的な読替え方法が示された。

(6) 適用開始

平成16年3月期の決算より適用する。

2. 「確定給付企業年金制度について」の一部改正について(年発第0316002号)

(1) 給付の額を減額する場合の取扱い

給付の額を減額する場合の取扱いについて、次のとおり定められた。従来よりこれらの取扱いは可能であったが、その明確化を図るために通知改正が行われたもの。

受給者等の給付減額

受給者等について給付減額を行う場合には、変更前年金給付に相当する最低積立基準額が確保される措置を講じることとされている。その措置について、変更前年金給付に相当する最低積立基準額から変更後年金給付に相当する最低積立基準額を控除した額を一時金として支給し、かつ、変更後年金給付を支給することはこれに該当することが規定された。

給付減額に同意した集団のみを対象とする給付減額

給付減額に同意した受給者等のみを対象として給付減額を実施でき、その場合に同意した者のみが減額されることについて事前の十分な説明が必要なことが規定された。

加入者についても同様。

(2) 積立金の額の評価方法

確定給付企業年金においても、前述の1.と同様の規定が設けられた。

3. 確定拠出年金の企業型年金の加入資格喪失者への移換手続の周知について

確定拠出年金の企業型年金の加入者が退職もしくは転職した場合は、個人型確定拠出年金か、あるいは転職先に確定拠出年金の企業型年金がある場合、確定拠出年金の企業型年金に資産を移換しなければならない。

この手続が、確定拠出年金の企業型年金の資格喪失日の属する月の翌月から6か月以内に行われなかった場合には、当該資格喪失者の個人別管理資産は国民年金基金連合会に自動移換されることとなっている。

確定拠出年金の企業型年金の普及等により、自動移換の件数が増加する傾向にあり、特に、3月末の資格喪失者にかかる自動移換が多く発生している状況である。

自動移換された場合には、掛金の納付や個人別管理資産の運用ができない等、確定拠出年金制度の特徴である年金資産の移転が実質上活かされず、当該資格喪失者の個人別管理資産の増額が図れない等の状況が続くこととなる。

そこで、確定拠出年金の企業型年金の資格喪失者の個人別管理資産が自動移換されることのないように、移換手続の周知を図る措置が講じられた。なお、確定拠出年金の企業型年金の実施事業主向けに、移換手続の詳細を記した資料（「企業型年金実施事業所事業主の皆様へ(ポータビリティの確保のために)」）が、国民年金基金連合会のホームページ(アドレス：<http://www.npfa.or.jp>)の「確定拠出年金制度の概要」の中の「企業型年金実施事業所事業主の方へ」に掲載されている。

4. 「厚生年金基金の設立要件について」等の一部改正について

(1) 給付の額を減額する場合の取扱い

給付の額を減額する場合の取扱いについて、次のとおり定められた。従来よりこれらの取扱いは可能であったが、その明確化を図るために通知改正が行われたもの。

給付減額に同意した集団のみを対象とする給付減額

グループ区分に関する規定を準用して、前述2.(1) が可能であることが規定された。

受給者等の給付減額

受給者等の給付減額を行う場合、希望する者に、変更前年金給付に係る最低積立基準額に相当する額(個々人の年金額が代行部分相当額を超えるため、代行部分相当額に一定の額を加えた額に相当する最低積立基準額に相当する額を除く。)を一時金として受け取ることができるようにすることが必要である。ここで、「代行部分相当額に一定の額を加えた年金額」として、例えば、「変更後の年金額」が該当することが規定された。(これは、前述2.(1) の取扱いが可能であることを規定しているものと考えられる。)

りそな年金 F A X 情報

りそな信託銀行 年金信託部

【東京】03-5223-1992

【大阪】06-6268-1833, 1866



(2) 継続基準上の予定利率の下限

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの日を基準日とする財政計算における継続基準上の予定利率の下限が、年率0.9%とされた。(確定給付企業年金における継続基準上の予定利率の下限と同一。)

5. 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

満期保有目的の債券を金融商品会計基準等に準拠して評価する場合の通知の読替方法が規定された。満期保有目的の債券を金融商品会計基準等に準拠して評価する場合には、決算報告書に「有価証券明細書」を添付しなければならない。

6. 「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について

確定拠出年金の企業型年金において、加入者となることについて一定の資格を定める場合の要件の一部が次のとおり変更された。

従業員のうち、嘱託、臨時雇用(いわゆるパート職員を含む。)等であって、企業型年金加入者となる従業員と比べて給与規定、就業規則、雇用形態、退職金の適用の有無が異なる等、労働条件が著しく異なっている者については、企業型年金加入者とせず、かつ退職手当制度(退職金前払い制度を含む。)等において、企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる措置を講じないこととした場合でも、必ずしも不当に差別的な取扱いを行うこととならないものであること。また、勤務当初から雇用期間が3年未満であることが雇用契約等により確実に見込まれる者については、労使合意により作成される規約等により明確化されるのであれば、代替措置を不要とすることが可能であること。 (下線部が変更箇所)

以上